

改正

平成17年9月16日

平成24年6月22日

平成31年4月1日

令和4年4月1日

西東京市防災市民組織補助金交付要綱

第1 目的

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）において市民が防災活動を行うために自主的に設立した防災市民組織（以下「防災組織」という。）に対し、その活動経費の一部を予算の範囲内で補助することにより防災組織の結成を促進し、地域の防災活動を効果的に行うことを目的とする。

第2 防災組織

西東京市防災市民組織補助金（以下「補助金」という。）の対象となる防災組織は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとし、別に定める防災市民組織結成届出書及び添付書類を市長に提出し、その内容を市長が審査し、防災組織として適当と認めたものとする。

- (1) 10世帯以上で組織し、各世帯が隣接し、及び一つの区域を形成していると市長が認めること。
- (2) 市内において自主的な防災活動を行う団体であると市長が認めること。
- (3) 他の防災組織に所属している世帯が重複していないこと。

第3 対象経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる共助を目的として備蓄をする防災資器材等（以下「防災資器材等」という。）の購入費用とする。

- (1) 消火用資器材
- (2) 情報用資器材
- (3) 照明用資器材
- (4) 給食・給水用資器材
- (5) 非常食・非常用飲料水
- (6) 医療・救護用資器材
- (7) 避難・救出用資器材
- (8) 防護資器材
- (9) 衛生資器材
- (10) 防災備蓄倉庫等整備
- (11) 市が指定する重点推進資器材
- (12) その他市長が認めたもの

第4 補助金の額

補助金の額は、第3各号の合計額に2分の1を乗じて得た額とする。この場合において、第3第5号に規定する非常食・非常用飲料水に係る補助金の額の算定に当たっては、380円に防災組織の世帯数を乗じて得た額を上限とする。

- 2 前項の補助金の額を算定する場合は、防災組織の世帯数が50世帯以下のときは20万円を限度額とし、世帯数が50世帯を越えるときは当該限度額に世帯数が50世帯を超えるごとに2万円を加算した額を限度額とする。
- 3 第3第11号に規定する市が指定する重点推進資器材を購入している場合の前項の限度額は、当該資器材の合計額に2分の1を乗じて得た額（防災組織の世帯数が50世帯以下の場合には3万円を上限とし、世帯数が50世帯を越える場合は3万円に世帯数が50世帯を超えるごとに3千円を加算した額を上限とする。）を同項により算定した限度額に加算した額とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、第5の規定による各防災組織からの補助金の申請総額が予算の範囲を超えた場合は、市長は防災組織の申請金額に応じて減額率を定めて減じ、その額を補助金の交付の額とすることができる。

第5 補助金の申請

補助金の交付を受けようとする防災組織は、防災市民組織補助金交付申請書（以下「申請書」と

いう。)に市長が必要と認める書類を添付し、別に定める期日までに市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請は、当該年度内1回に限るものとする。

第6 補助金の決定

市長は、申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を適当と認められた場合は、交付すべき補助金の額を決定するとともに、当該防災組織に防災市民組織補助金交付決定通知書により通知するものとする。

第7 補助金の請求

第6の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた防災組織は、防災市民組織補助金交付請求書(以下「請求書」という。)を市長に提出し、補助金の請求をするものとする。

第8 補助金の交付

市長は、第7の規定による請求に基づき補助金を交付する。

第9 実績報告

第8の規定により補助金の交付を受けた防災組織(以下「補助組織」という。)は、当該年度終了後速やかに必要な書類を添付し、防災市民組織補助金実績報告書(以下「報告書」という。)を市長に提出しなければならない。

第10 補助金の額の確定

市長は、報告書を審査し、補助金の交付の決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、当該補助組織に防災市民組織補助金確定通知書により通知するものとする。

第11 決定の取消し

市長は、補助組織が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 第3に掲げる防災資器材等の購入以外に補助金を使用したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用する。

第12 取消しの通知

市長は、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、速やかにその旨を当該補助組織に通知するものとする。

第13 補助金の返還

市長は、第11の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 市長は、補助組織に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

第14 財産処分の制限

補助組織は、補助金の交付を受けて購入した防災資器材等を防災活動以外に使用し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。ただし、当該防災資器材等が5年を経過した場合又は使用等の期限が定められ、その期限が経過したものについては、この限りではない。

第15 その他

この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、西東京市補助金等交付規則(平成13年西東京市規則第57号)に定めるところによる。

附 則

この要綱は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成17年9月16日)

この要綱は、平成17年9月16日から施行する。

附 則 (平成24年6月22日)

この要綱は、平成24年6月22日から施行する。

附 則 (平成31年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の日前に改正前の西東京市防災市民組織補助金交付要綱の規定に基づき交付を受けた西東京市防災市民組織補助金の取扱いについては、なお従前の例による。

附 則 (令和4年4月1日)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の第3及び第4の規定は、この要綱の施行の日以後にされた西東京市防災市民組織補助金(以下「補助金」という。)の申請から適用し、同日前にされた補助金の申請については、なお従前の例による。